

専門家派遣事業のご案内

所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)により、消費税率の引き上げ時期が1年半延期されましたが、中小企業組合やその構成員企業にとって消費税率引上げへの対応はもちろんのこと、消費税10%増税時に導入される軽減税率制度への対応は、事業存続のための喫緊の課題であります。

このため、富山県中央会では、平成25～27年度に実施してまいりました消費税転嫁対策特別相談窓口を、消費税軽減税率対応窓口相談等事業と名称を変更し平成28年度も引き続き実施いたします。

つきましては、消費税軽減税率制度導入によって生じる個別の課題はもちろんのこと、引き続き消費税の転嫁に関する事項に関して専門家を派遣し、個別の質問や相談に対応しますので、ぜひご活用ください。

このような場合にご活用ください！



- 窓口相談開設日に事務所を空けることができない。
- 役員会等、組合員が集まる機会に、制度等について説明していただきたい。
- 税理士だけでなく、中小企業診断士等から広く意見を聞きたい。

・ 専門家派遣事業について ・

組合事務所などのご指定の場所に専門家と本会職員が伺い、消費税軽減税率税率・転嫁対策等に関するご質問やご相談に応じます。

・ 専 門 家 ・

税理士・公認会計士、弁護士、中小企業診断士、司法書士、社会保険労務士、その他

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、下記まで FAX 076-422-0835 にてお申込みください。

お申込み・お問合せ先

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階

[URL] <http://www.chuokai-toyama.or.jp> [Mail] ryuurou@chuokai-toyama.or.jp

[TEL] 076-424-3686 [FAX] 076-422-0835